

国立大学法人大阪大学の中期計画

平成19年 3月30日
文部科学大臣認可

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

①学部教育に関する目標を達成するためにとるべき措置

A 教育の成果に関する具体的目標の設定

A 教養教育

- 1) 人間社会が直面する現代的諸問題を的確に把握し総合的に理解させるため、テーマに応じた複数の授業科目を置く。
- 2) 日本語及び外国語を通して豊かな自己表現能力を育成するため、実用的な語学教育を行う。
- 3) 情報を選択し処理し伝達する能力向上のため、情報教育科目の充実を図る。
- 4) 対話を通して人間性の陶冶と深化を図るため、対話型少人数教育を拡充する。
- 5) 知性・感性と身体との調和を図るため、健康スポーツに関する授業科目を充実させる。
- 6) 専門分野の基礎となる知識と方法論を習得するため、講義及び実験・実習・演習等の体験型授業を拡充する。

B 専門教育

- 7) 教養教育の成果をさらに深化・発展させるため、教養教育と専門教育との相補関係を明確にし、4年又は6年の一貫教育の充実を図る。
- 8) 個々の専門分野における高水準の知識を習得し、それを応用する能力を付与するため、各分野に応じ、インターンシップ等の学外研究などの実践的手法による教育を充実させる。
- 9) 分野間の差異と共通性を認識する能力と複合型学際的視野を育成するため、カリキュラムの多様化を図る。

イ 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

- 10) 大学院教育との接続に配慮したカリキュラムを実施し、英語による講義科目を増加させ、楔形カリキュラムの活用や部局横断的授業の実施等を通じて学際的・分野横断的関心を刺激することにより専門の異なる大学院への進学を促進し、国内外の大学院への進学率の向上を図る。
- 11) 種々の国家試験、専門分野に応じた資格試験、国及び地方公共団体の公務員試験等の高い合格率を維持・向上する。

②大学院教育に関する目標を達成するためにとるべき措置

A 教育の成果に関する具体的目標の設定

- 12) 高度の研究能力と創造力を持った人材を養成するため、プロジェクト研究との接合、幅広い学問領域が学べるプログラムの構築等、教育プログラムの高度化、多様化を図る。
- 13) 大学の有する豊かな教育研究環境の下で高度専門職業人を養成するためのカリキュラム、プログラムを構築する。
- 14) 大学院の高い水準の教育研究を活かして、社会人教育と生涯学習支援を行う。
- 15) 学位授与率の向上を目指す。

イ 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

- 16) 大学・研究所等の高等教育研究機関、産業界、医療機関、地方公共団体等が設置する教育機関、国際連合等の国際機関において活躍しうる研究者等人材の養成を図る。
- 17) 種々の国家試験及び専門分野に応じた資格試験、国及び地方公共団体の公務員試験等の合格を促進する。

③教育の成果・効果の検証に関する目標を達成するための具体的方策

- 18) 入試成績とその追跡調査、学生による授業評価、卒業生による教育評価、部局の自己評価、外部有識者

- による評価、企業アンケート等のいくつか又は全部を全学あるいは部局の計画に基づき実施する。
- 19) 学生の進学、進路状況などの基礎データを収集・管理し、教育のあり方へのフィードバックを図る。
- ④各年度の学部、研究科における学生収容定員は別表のとおり。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

①学部教育に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 20) 広く優秀な人材を募集するために、説明会、広報誌等によりアドミッション・ポリシーの周知を図る。
- 21) 公正な選抜を行うため、筆記試験を原則とし、受験科目の内容や種類に多様性を持たせる。
- 22) 学部の計画に基づき、多様な入学者選抜（推薦入学、帰国子女特別選抜、学部2・3年次編入学、学士入学、留学生特別選抜等）を行う。

イ 教育理念等に応じた教育課程の編成に関する目標を達成するための具体的方策

- 23) 教養教育及び学部専門教育の一貫性を楔形カリキュラムにより実現する。
- 24) より専門的な学習を希望する学生のために、大学院との一部科目の共通化を行うなど、大学院教育との接続に配慮したカリキュラムを編成する。
- 25) 学生の多様なニーズに応えるために複数の履修方法を提示する。

ウ 授業形態、学習指導法等に関する目標を達成するための具体的方策

- 26) 講義・実験・演習・野外実習・臨床実習・高校段階で専門に必要な基礎的教育を受けていない学生に対する補習等を組合せ、系統性を確保する。
- 27) 双方向的な少人数制教育、対話型教育、課題探求型教育を充実させる。
- 28) 社会的要請を反映した授業科目を設定する。
- 29) 各教員の創意工夫により、情報機器を積極的に活用しながら、多角的に授業内容を理解させる。
- 30) 国際社会において活躍できる英語能力を養成するため、TOEFL、TOEIC等の検定試験又はその模擬試験を活用する。

②大学院教育に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 31) 教育背景の異なる多様な学生を受け入れるための工夫を行う。
- 32) 研究科の計画に基づき、学部3年次学生を対象とする選抜（飛び級入学）、推薦入試、社会人特別選抜、留学生特別選抜を行うとともに、必要に応じて複数回の入学試験受験機会を設ける。

イ 教育理念等に応じた教育課程の編成に関する目標を達成するための具体的方策

- 33) 複数の履修モデルの提示、複数の教育科目をまとめた履修プログラムの提供など、多様な教育ニーズに沿った、弾力的で幅広いカリキュラム編成を行う。
- 34) プロジェクト研究との接合等によるプログラムの高度化を図る。
- 35) 研究科間の連携を強化し、学際性、応用力や実践力を身につけさせるための授業科目を配置する。

ウ 授業形態、学習指導法等に関する目標を達成するための具体的方策

- 36) 学生が自主的自立的に研究テーマを決定できるように指導助言体制を充実させる。
- 37) 学生の学外での研究活動（学会発表、共同研究、研究調査等）の活性化を図る。
- 38) TA (Teaching Assistant)・RA (Research Assistant) の教育的機能を活用する。
- 39) 部局は、協力講座・連携大学院等を通して、学内外の研究科、研究所、研究機関と連携し、さらに海外の教育研究機関との交流を促進する。

学部と大学院に共通して次の方策を行う。

- 40) 教育課程の多様化のために、文理融合型教育課程の開発・充実、英語で授業を行うカリキュラムの整備の推進、研究科間の共通科目の設定、民間及び公的機関との間のインターンシップ、SCS (Space Collaboration System)、インターネット等を介した遠隔教育などを行う。

③適切な成績評価等の実施に関する目標を達成するための具体的方策

- 41) 授業の目的、到達目標、成績評価方法をシラバスにおいて公表する。
- 42) 成績評価の一貫性と厳格性を担保するため、補習、補講、再試験、再履修等の実施基準を明確にする。
- 43) 成績優秀者などに対する表彰制度により学生の学力増進にインセンティブを付与する。
- 44) 学外活動（インターンシップ、ボランティアなど）の活性化を図る。
- 45) 博士・修士の学位授与については、手続、授与の方針と審査基準を明確にする。

（３）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

①適切な教職員の配置等に関する目標を達成するための具体的方策

- 46) 学問の展開状況や社会のニーズに合わせて学科・専攻等の改組・改編・新設を検討し、適切な配置を行う。
- 47) 教員の多様性を確保するために、女性教員・外国人教員の採用に配慮するほか、ゲストスピーカーに学界・産業界・官界から第一線の人物を招聘する。
- 48) 教員の教育活動を支援するためにT Aを活用し、必要な事務職員等を配置する。
- 49) 部局は、協力講座等を通して学内の教育研究組織・教育支援組織と、また連携大学院等を通して学外の教育研究組織との間の連携を促進する。

②教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備に関する目標を達成するための具体的方策

- 50) 遠隔教育、対話型教育、実験、演習、実習、外国語教育、健康体育など教育方法に適した設備及び大学院教育のための設備を整備し、教育環境の充実を図る。
- 51) 附属図書館、サイバーメディアセンター、総合学術博物館が中心となって、教育用図書の整備、自習環境の充実、電子ジャーナル・電子図書館機能の拡充、情報処理教育及びその基盤整備、情報ネットワークのインフラ整備、教育研究資料の保存と活用等を進める。

③教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための目標を達成するための具体的方策

- 52) 部局に対する組織評価を行うために、全学的に評価を行う組織を設け、関連する基礎的データを整備する。
- 53) 各部局は、学生授業評価・学生授業アンケートの結果、学生の卒業率、就職率等の基礎データを集約し、部局の特性を尊重して自己評価を行う。
- 54) 部局は、定期的に学外有識者による外部評価を受けるものとし、自己及び外部評価の結果を公表する。
- 55) 各部局ごとに、評価からのフィードバックを検討する組織を設置し、機能の改善を継続的に行う。

④教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する目標を達成するための具体的方策

- 56) 教育方法の改善を図るため、FD実施組織としての機能を持たせた大学教育実践センターを設置し、全学的な教員研修会を開催する。
- 57) 部局は、大学教育実践センターから提供された情報や研修機会を利用して、専門教育における学生の授業理解度を高めるための教材の開発・活用に取り組み、授業方法の改善を図る。
- 58) 教員に対して教科書・参考書・資料集等の執筆を奨励する。
- 59) 各部局は、種々の情報媒体の利用環境及びインターネット利用環境を整備充実させる。

⑤学内共同教育等に関する目標を達成するための具体的方策

- 60) 既存の「全学共通教育機構」を大学教育実践センターとして改組し、教養教育と学部専門教育の密接な連携を図るとともに、教養教育を全学協力体制で行う。
- 61) サイバーメディアセンター、附属図書館では、情報を自在に扱うことのできる学生を育成するために、大阪大学における情報処理基盤を確立し、情報処理教育担当者に対するFDを実施する。
- 62) 国際理解を深め、国際的教育研究環境を向上させるため、各部局と学内センター等が協力して、留学生や研究者の受け入れや派遣を推進する。

（４）学生への支援に関する目標を達成するための措置

①学習相談・助言・支援の組織的対応に関する目標を達成するための具体的方策

- 63) 授業担当の全教員について、学生からの質問に答え助言を行うオフィスアワーなどを設定する。
- 64) 学習相談は、研究室教員、ゼミ担当教員、クラス担任のほか、部局の学生相談室等が引き受け、対面型の相談・助言のほか、電子メール相談窓口を設置する。
- 65) 相談のあった項目及び対処法については、プライバシーに配慮した上で、その後の参考に供する。

②生活相談・就職支援等に関する目標を達成するための具体的方策

- 66) 部局は学内外の様々な組織と緊密に連携するとともに、教職員のメンタルヘルスに関する理解を高め、学生生活に関連する多様な相談と支援を行う。
- 67) 学生の就職に関しては、部局及び学生部が、就職情報の収集に努め、その周知を図るほか、全学的な就職ガイダンスを実施、相談体制と情報提供の強化を図る。

③経済的支援に関する目標を達成するための具体的方策

- 68) 部局は、各種奨学金制度の活用を促進するため、既存の奨学金制度の周知を図るとともに、新たな奨学金制度の導入や発掘を行う。
- 69) 学生寮や福利厚生施設の整備を図るため、基本方針・整備計画を策定し実現に努める。

④社会人・留学生等に対する配慮

- 70) 生活や学習において必要な情報を提供し、適切に助言を与えることができるような支援体制を整える。また、中之島センターを設置して、地域の発展に寄与しうる科目・講座を開設する。
- 71) ガイダンス・履修指導を実施し、必要に応じて補習授業を行う。
- 72) 留学生に対しては、専門の担当教員やチューターを配置する。
- 73) 身体障害学生に対しては、バリアフリー環境を整備するなどの支援体制を整える。

⑤課外活動支援に関する目標を達成するための具体的方策

- 74) 課外活動の助成と施設整備を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①目指すべき研究の方向性

- 75) 総合大学、研究重点型大学の特色を生かし、学問の発展にとって普遍的な重要性をもつ基礎的研究を継続的に行うとともに、科学技術・産業技術の発展をささえ21世紀の人間社会と文化のあり方を模索する応用的研究及び先端的研究など、緊急度の高い研究テーマに柔軟に対応する。
- 76) 広い裾野を維持するために、学外の先端的研究機関との交流を活発に保ちつつ、研究に密着した教育（特に大学院教育）体制や教育研究プログラムを確立する。
- 77) 多様化する社会ニーズに合わせ、研究知識の創出（知的資産の増大）、新産業の育成（経済的効果）、人類の生活の質の向上（社会的効果）等を具現化する研究を推進する。

②大学として重点的に取り組む領域

- 78) ナノサイエンス、エネルギーの開発、IT、自然との共生、生命科学・生命工学・生命倫理、高度先端医療、知的財産権、社会の多様性と共生、新世界秩序や資源循環型社会の構築など、複合型諸問題、あるいは地球規模の諸問題に積極的に取り組む。

また、21世紀COEプログラムに採択された以下の研究について、高い成果を挙げるよう、大学として重点的に支援する。

- ア. 「生命システムのダイナミクス」を、医学から工学まで広い範囲の研究分野を融合することにより解明する。
- イ. 生命の営みの鍵を握る「超分子装置」の機能と構築原理を解明する。
- ウ. ハイテックと社会基盤技術の融合による「ものづくり」を視野にいれた先進構造・機能材料を開発する。

- エ. 材料、情報、生体、エネルギー、環境などの研究分野を融合することにより、「インターナノサイエンス」を創成する。
- オ. 自然と人間とが共存して持続可能な社会を実現することをめざして、「自然共生化学」を創成する。
- カ. 共生可能なネットワーク社会を実現する情報環境、すなわち「ネットワーク共生環境」の構築技術を確立する。
- キ. 「交錯する世界」「縫合される日本」「越境する芸術・文化」「臨床と対話」をキーワードとして、諸文化のインターフェイスという側面に焦点を当てた新しい人文学の構想を打ち立てる。
- ク. 感染症態形成の包括的な理解と人為的な免疫系の操作による感染の制御を目的とした新たな学問拠点を形成する。
- ケ. 超微量解析技術を駆使して、神経疾患、感染症、がんなどの難治性疾患や糖尿病などに直接関わりを持つタンパク質と糖鎖の機能を解明する。
- コ. よりよく“いきる、たべる、くらす”ための「口」のバイオサイエンス研究、即ちバイオデンテイストリーを創生・展開する。
- サ. 「宇宙基礎物質の研究」「新物質の創成」「原理の探求」をキーワードとして、究極と統合に関する新しい基礎科学を推進する。
- シ. 最先端の実験的・理論的手法を駆使して、人工的に創製した新物質を含む広範囲な物質の機能に関する科学的解明とナノ工学の創出を推進する。
- ス. 新しい原子論的生産技術を創出し、最先端の基礎科学や先端産業の種々の分野の研究グループと連携し、要求される究極の精度の“物”を製作し、世界的な研究成果を達成する。
- セ. 大規模アンケート調査と経済実験にもとづいた行動経済学の分野を開拓し、マクロ金融分析、消費・貯蓄行動、市場取引の3分野における理論的・実証的解明を促進する。

③成果の社会への還元に関する目標を達成するための具体的方策

- 79) 教育、文化、地域、生活、医療、経済、産業、政策、知的財産、情報、環境、国際協力等、多様な側面において、研究の社会(社会、経済、文化)的効果の向上を図るため、研究を推進する全学組織を構築する。
- 80) 産学官連携、民間等との共同研究、受託研究、シンポジウム、公開講座等を通じて研究成果を直接的に社会に還元するとともに、高度な知識・技術を持った人材を育成・輩出することによって研究成果を間接的に社会に還元する。
- 81) さまざまな情報媒体を通じて、研究成果を国内外に発信し、情報交換を促進する。

④研究の水準・成果の検証に関する目標を達成するための具体的方策

- 82) 研究者及び研究組織の評価・点検を行うために、大学全体として、関連する基礎的データを整備する。
- 83) 部局を対象にした組織評価により研究グループ及び研究組織の研究水準・研究成果を評価・検証する。ただし、評価・検証にあたっては、一面的または短期的な評価にならないよう配慮する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

①適切な研究者等の配置に関する目標を達成するための具体的方策

- 84) 学科・専攻・研究部門等の構成や教員配置について、中期計画の進捗及び組織評価に基づいて改組・改編・新設を検討するとともに、既存の学科・専攻・研究部門等にとられない研究組織を形成し、研究体制の弾力化を図る。
- 85) 優秀な人材を確保するため、公募制、任期制、客員教員・客員研究員制等を活用して研究者の流動性を高めるとともに、産業界との交流を促進する。また、外国人、女性研究者の任用にも配慮する。
- 86) 研究支援組織の強化のため、部局の支援組織(事務部、技術室、資料室、計算機室等)及び部局横断的な支援組織における人員を適正に配置するとともに、外部資金による研究支援者等の活用を図る。
- 87) 研究に重点をおく教員を配置するなど教員の責務(教育・研究・社会貢献)の比重を調整する。
- 88) 研究の質の向上を図るため、在外研究制度等を整備する。

②研究資金の配分システムに関する目標を達成するための具体的方策

- 89) 基礎的研究、長期的研究、準備段階にある研究などに配慮した一定の基盤的研究費を配分する一方、卓

越した研究、社会的ニーズが高い研究、緊急性を要する研究、萌芽的研究及び部局横断型の研究などのプロジェクト研究を対象に、重点的に研究費を配分する。

- 90) 外部資金のオーバーヘッド、競争的資金の間接経費、総長裁量経費等を研究環境整備の資金にも充当する。
- 91) 資金の配分・運用方式の公正なガイドライン作成に努め、部局を対象とする組織評価に基づく適切な研究評価が研究資金の配分・運用方式に反映されるようにする。ただし、部局内における研究資金配分については、部局の計画と評価に委ねる。

③研究活動の評価及び評価結果を研究の質の向上につなげるための目標を達成するための具体的方策

- 92) 研究活動の活性化を図るため、部局を対象とした組織評価を全学的に行う。
- 93) 部局は一定期間毎に組織の研究活動を自己評価し、または外部評価を受け、評価実施後は自己評価書・外部評価書を作成し公開し、研究活動等の実施状況や問題点を把握する。
- 94) 各部局は、評価からのフィードバックを検討する組織を設置し、機能の改善を継続的に行う。

④研究に必要な設備等の活用・整備に関する目標を達成するための具体的方策

- 95) 分野横断的なプロジェクト研究を推進することで設備機器等の効率的な整備・購入を計画的に行う。
- 96) 重点的研究等に機動的に対応できるようにオープンラボやコラボレーションスペースを織り込んだ施設整備を推進する。
- 97) 施設・設備整備にあたっては、新規導入のみならず現状の維持・更新の視点も十分に考慮する。
- 98) 研究・教育用機器・工作機械や研究用アプリケーションの開発についても、資金面・環境整備面での全学的な配慮を行う。
- 99) 研究施設の面積不足と老朽化に伴う問題を解消する努力を続ける。

⑤知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する目標を達成するための具体的方策

- 100) 研究成果のデータベース構築を促進するとともに、その特許化に関する知識の普及、T L O (Technology License Organization) の活用などを進め、研究成果の特許申請を推進する。
- 101) 特許案件を機動的に処理する環境を整備するとともに、産学連携による研究成果の実用化、ベンチャー企業の立ち上げ等も促進する。
- 102) 基礎的研究成果についても知的財産の保有と活用の観点から見直し、T L Oによるコンサルティングを積極的に利用し、特許化を意識した研究活動を推進する。
- 103) 学術書、教科書の執筆、ソフトウェア特許やビジネスモデル特許の取得、基礎的な統計データの提供、コンサルティングなど、多様な知的財産の創出を図る。
- 104) 全学的組織として知的財産本部を立ち上げ、知的財産を原則機関帰属とするとともに、そのためのルールと体制の整備を行い、知的財産の組織的、一元的管理、運用を推進する。

⑥プロジェクト研究の振興に係る目標を達成するための具体的方策

- 105) プロジェクト研究計画推進のための組織を部局に設置し、国内外の研究動向や社会的ニーズに適った研究を推進する。
- 106) 科学研究費補助金、21世紀COEプログラム、外部資金など、大規模な研究資金を獲得する努力を組織的に行うとともに学内・部局内のプロジェクト研究関係費や裁量経費を配分する体制を整える。
- 107) 先端科学技術分野では産学官連携プロジェクト研究を重視し、それに対応した組織の創設と活性化も推進する。また、プロジェクト研究に対して施設・設備・人的措置など機動的に対応できる支援体制を整備する。

⑦全国共同研究、学内共同研究等に関する目標を達成するための具体的方策

- 108) わが国を代表する総合大学として、中・長期的な展望をふまえながら高水準の研究活動を維持し、次の研究項目においてさらに研究を発展させていくとともに、学内の附置研究所・研究施設の長をメンバーとする組織を設置し、今後のあり方や将来計画について検討し、研究の活性化を図る。
 - ア. 微生物病、がん及び特定の難治疾患に関する学理及びその応用の研究を行う。
 - イ. 産業に必要となる先端的な事項で、材料、情報及び生体に関する研究を総合的に行うとともに、ナ

- ノテクノロジーに関する研究を推進する。
- ウ. 生命活動を担うたんぱく質の構造、物性、機能、及びその高次ネットワークを解明する研究を行う。
 - エ. 現代の経済問題を理論的、実証的に研究する。
 - オ. “ものづくり”の基礎・基盤技術としての溶接・接合技術を、基礎研究の面から研究を展開し、人類社会のニーズに応える接合科学の学問構築を図る。
 - カ. サイクロトロン加速器、SPRING-8 関連施設、大塔コスモ観測所関連施設等を使って、核物理に関する全国共同研究を行う。
 - キ. 研究、教育等に係る情報基盤の全国共同利用施設として最先端のスーパーコンピュータなどの情報機器を整備・提供し、デジタル教材の作成支援、アーカイブ化、視覚化などを含む情報技術に関する全国・学内共同研究を推進する。
 - ク. 高出力レーザー技術及び高エネルギー密度プラズマ物理研究を基盤として、レーザー核融合を始めとする先端科学研究と応用研究を実施する。
 - ケ. 強磁場、超高圧、極微構造などの極限条件下における物性研究を行い、その応用を図る。
 - コ. 世界最高電圧電子顕微鏡の効用開発と、材料科学及び生物学への応用を図る。
 - サ. 超伝導エレクトロニクスと光エレクトロニクスを融合する技術開発とその応用を図る。
 - シ. 太陽エネルギー変換、水素エネルギーの利用及び環境汚染物質処理法などの研究を行う。
 - ス. 生物工学の基礎と応用を研究して、発展途上国等との学術交流に資する。
 - セ. 液体ヘリウムや液体窒素などの寒剤を用いた研究及び教育研究支援を行う。
 - ソ. 新規遺伝子操作法の開発や遺伝子操作生物、ゲノム情報解析に関する研究と研究支援を行う。
 - タ. 有害物質に係わる環境保全と安全管理に関する研究を行う。
 - チ. 貴重な研究資料の保存と再利用に関する研究と研究支援を行う。
 - ツ. 異文化間教育学、留学生交流研究、日本語教育学など、広義の国際教育に関する理論的・実証的研究を行う。
 - テ. 放射性物質の安全管理に必要な研究と、放射線を用いた教育研究支援を行う。
 - ト. 研究教育に必要な機器・装置・試料の開発研究と製作を行う。
 - ナ. 先端科学技術分野に関して産業界等との連携・研究協力を行い、民間等との共同研究・受託研究を実施するとともに政府出資金等外部資金などにより研究を行う研究グループに共同研究の場を提供し、学術研究の推進と活性化を図る。さらに、ベンチャー精神の高揚に関する教育研究を行い、ベンチャービジネスを活性化する活動を支援する。
- 109) 全国共同利用附置研究所（たんぱく質研究所、接合科学研究所）及び全国共同利用施設（核物理研究センター、サイバーメディアセンター）については、我が国での研究の発展をはかるために各々の目的に応じて法人の範囲を越えた共同研究を推進し、そのための環境整備を図り、全国共同利用拠点としての使命、機能の一層の充実を図る。
- 110) 核融合分野においては、大学共同利用機関などとの連携を深め、双方向型共同研究などを行い、レーザー核融合の研究を推進する。
- 111) 以下の研究体制を大学全体の措置として実施する。
- ア. 生命科学・生命工学を対象とする学内外の教育研究組織の連携を推進し、プロジェクト研究等に戦略的に取り組む。
 - イ. ナノサイエンス・ナノテクノロジーを対象とする学内の教育研究組織の連携を推進し、プロジェクト研究等に戦略的に取り組む。

⑧学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

- 112) 社会経済研究所では、従来の組織を理論部門（理論経済学）、実証部門（実証経済学）、政策部門（政策研究）、の3部門に改組するとともに、行動経済学の研究に関する、社会経済研究所附属の新組織を立ち上げる。この新組織は、社研が21世紀COEプログラム「アンケート調査と実験による行動マクロ動学」を経済学研究科、人間科学研究科、国際公共政策研究科とともに展開する際の活動拠点として活用して行く。
- 113) 感染症・免疫学融合型の卓越した教育・研究拠点形成を推進する。
- 114) レーザーエネルギー学研究センターは、高出力・高強度レーザー技術とプラズマ物理を基盤とし、レーザー核融合と高エネルギー密度科学研究を推進するとともに、全国共同利用化を図る。

- 115) 先端科学技術共同研究センター、先導的研究オープンセンター及びベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを先端科学イノベーションセンターとして統合し、知的財産の創出と活用をさらに促進し、大学としての産学官共同研究の拠点形成を図る。
- 116) 言語文化部及び言語文化研究科の在り方を見直し、言語文化研究の高度化を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

①地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る目標を達成するための具体的方策

- 117) 産学官連携を含めて広く社会連携を推進するための組織を関連部局に整備する。
- 118) 小中高生向けに講習会・出前授業・セミナーなどを行う。また、高校生が大学教育に触れる機会を提供する。
- 119) 一般市民や関係者向けに、大阪大学開放講座や各種の講演会・展示会・講習会などを定期的に開催し、先端的な教育研究の現場で学習する機会を提供する。
- 120) 貴重資料を収集展示することによって教育研究上の啓発活動を推進する。
- 121) インターネットなどの電子メディアによる相談機能も含めて、技術・法律・政策・臨床心理・医療などの各種相談に対応する。
- 122) 国、地方自治体、事業団、経済団体などからの委託調査研究や委員会活動に積極的に参画する。
- 123) 医学生物系外国雑誌センター館機能を発展させ、開業医・病院などを含めた医療関係者に情報提供する体制を強化する。
- 124) 府県及び市町村の教育委員会との協力のもとに、小中高等学校及び地域社会に対する教育支援活動を展開し、学校を中心とした地域のコミュニティづくりを支援する。

②産学官連携の推進に関する目標を達成するための具体的方策

- 125) 役員会の下に研究推進を担当する室を置き、その業務の一端として大学の産学官連携を推進する。
また、そのためのセンターを設置し、意思決定の迅速化を図る。さらにリエゾンオフィスを設置することにより、学術・技術交流を活発化し、産業界・諸官庁等からの教員の受け入れを含めて、社会の要請にあった研究を推進する。
- 126) 大学内の支援組織を包含して産学官連携ネットワークを構築する。
- 127) 優れた研究成果についてはその知的財産権を迅速に獲得するとともに、研究成果活用のためにベンチャー企業の立上げ等を支援する。

③地域の他大学等との連携・支援に関する目標を達成するための具体的方策

- 128) 「大学コンソーシアム大阪」等を通じて、大学間の相互協力・情報交換、大阪経済界との交流、大阪府内の高校との交流等の連携を深める。

④留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する目標を達成するための具体的方策

- 129) 世界（特にアジア及び環太平洋地域）における教育研究拠点としての役割を遂行する。
- 130) 海外の大学・研究機関との学術交流協定の締結や海外との教育協力体制、研究連携体制を推進する。
- 131) 学生の相互派遣に基づいた単位互換制度を拡充し、双方向の留学交流を推進する。
- 132) 海外でのリエゾンオフィスの開設、海外研究組織との定期的な学術交流集会の開催などを推進する。
- 133) 留学生受け入れを一層推進する。そのための支援体制を整備・充実させ、留学生の関心とニーズに適うカリキュラムの設定と英語による授業・遠隔授業等授業方法を改善する。

⑤教育研究活動に関連した国際貢献に関する目標を達成するための具体的方策

- 134) 研究者交流を一層活発にする。そのために、宿泊施設等研究者の受け入れ体制と研究者の海外派遣支援体制の一層の整備を図る。また、国際共同研究・学術集会へ学生、若手研究者が積極的に参加できるよう支援する。
- 135) ユネスコ等国際機関並びに日本学術振興会等の学術研究支援機関等による国際交流事業への積極的参加を奨励する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

①診療活動の活性化及び医療の質の向上に関する目標を達成するための具体的方策

高度先進医療を推進するための診療組織のボーダレス化、中央診療部門の機能強化を図る。医療の安全性向上のための組織化を行い、患者の権利を尊重しEBM (Evidence-Based Medicine) の推進を図る。

【医学部附属病院】

- 136) 先進医療開発・導入のため、未来医療・移植センターを充実させ、移植医療、再生医療、遺伝子医療、分子医療及び制御工学医療の開発・推進を行う。
- 137) EBMの推進のため臨床試験・治験機能のセンター化を図る。
- 138) 特定機能病院としての機能増進を図るため、中央診療部門の充実を図る。
- 139) 地域における中核病院としての機能増進のため、カルテの電子化など診療情報管理を推進し、地域病院・医療施設や中之島センター等とのネットワーク化を促進し連携支援体制を充実させる。
- 140) 医療及び安全性向上のため、クオリティマネジメント（医療の質の向上）を充実させる。

【歯学部附属病院】

- 141) 高度先進医療の充実を図り、再生医療、口腔疾患の新規予防法・診断法・治療法、歯・顎・口腔顔面領域機能の維持・再建・回復法の開発など、臨床的研究の発展を図る。
- 142) 国民の口腔保健の維持・増進に寄与する咀嚼・嚥下・発音等の臨床研究プロジェクトを推進する。
- 143) 地域中核病院として、地域の医療・福祉等関係施設や中之島センター等との連携支援体制の充実化を図る。
- 144) 病院管理者等による院内巡視や安全管理委員会主催の研修会、講習会等を充実させ、全構成員の安全管理への意識改革に努める。
- 145) アドバイザリーボード（外部評価委員会）から病院の総合点検・評価を受け、指摘事項に対して改善を図る。
- 146) 医学部附属病院との診療協力体制をより充実させ、口腔医療体制の安全性の確保に努める。

②病院経営の効率化に関する目標を達成するための具体的方策

- 147) 病院長のリーダーシップの下に効果的な運営体制を構築し、運営改善に関する構成員からの各種提案を反映させて病院の機能の向上を図る。
- 148) 効率的・戦略的な資源配分を図ると共に内部評価・外部評価を行い、病院経営の適正化を図る。

③良質な医療人養成に関する目標を達成するための具体的方策

- 149) 卒後臨床研修において、国民から信頼される医療人の養成と、専門領域へ移行するための専門医養成準備期として必要なシステムを構築させる。
- 150) 附属病院の研修医を支援するために、自習環境の整備に努め、研修医相談窓口の設置などによるカウンセリング体制を強化する。また、研修医の生活や進路に対する指導・支援体制を拡充する。その他、医療従事者の専門資格の取得を奨励し、人事面の評価対象に加えるほか以下の計画を実施する。

【医学部附属病院】

- 151) 専門性の高い主要関連病院と連携して教育・研究を推進するシステムを構築する（連携病院）。
- 152) 研修医や医療技術者のリスクマネジメント（危機管理）や医療人教育を充実させる。
- 153) 学習プログラムや技能訓練を充実させ、救命救急処置技術を普及させる。

【歯学部附属病院】

- 154) 卒前臨床教育については、患者中心の医療を実践し、科学的根拠に立脚した医療を行うための基本的能力ならびに医療に関わる広い素養を身につけさせる。特に課題探求型討論や疑似患者による医療面接などによって、患者中心の医療が実践できる知識、技能、態度、判断力、コミュニケーション能力等を育成する。
- 155) 口腔医療従事者に対して、全身管理の教育を定期的に行う。
- 156) 臨床研修審議会を中心に、研修医に対する口腔医療の初期研修と生涯学習の充実を図る。

④適切な医療従事者等の配置に関する目標を達成するための具体的方策

- 157) 病院長のリーダーシップの下で診療組織の見直し等を行い、中央診療機能の充実を図る。

- 158) 医療従事者等の診療組織への効率的配置を行う。
- 159) チーム医療の円滑化や他機関等との連携等によって診療活動を活性化するとともに、診療組織のボーダーレス化を促進する。

⑤目指すべき研究の方向性・病院として重点的に取り組む領域

【医学部附属病院】

- 160) 先端的医療を開発し臨床応用するトランスレーショナルリサーチの推進と実践に取り組んでいく。
 - 161) 新医薬品、医療機器や治療法の開発に貢献する目的で、治験や臨床試験体制の整備・推進を図る。
 - 162) 臨床研究開発推進のため、産学連携・経済特区の活用等環境整備を図り、その成果を社会に還元する。
- #### 【歯学部附属病院】
- 163) 歯・顎・口腔・顔面領域の各種疾患に対する先端的な予防法、診断法、治療法（再生・再建療法等）のEBMに基づいた評価・改善と新規開発を重点研究テーマとして、国民の口腔保健の維持・増進を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- 164) 役員会、経営協議会等において、学外有識者・専門家の意見を取り入れつつ、学内資源の有効活用と財政基盤の強化も図りながら、全学的な経営方針を確立する。
- 165) 役員会の下に部局長等により構成する組織を置き、全学的な経営戦略を踏まえながら、円滑な大学運営を図るために、各部局間の調整を行う。
- 166) 総長のリーダーシップの下に総長を補佐する体制を整備し、総長の機動的、戦略的な意思決定に資する。
- 167) 大学運営の透明性を保つため、役員会等における審議の議事録を作成し公表する。

(2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- 168) 総合計画、教育・情報、研究推進、評価・広報、財務会計、人事労務等に対応する室を置き、法人の組織運営を効果的・機動的に行う。各室は、教員と事務職員等から構成し、それぞれの専門性を活用しつつ一体となって企画立案を行う。
- 169) 室を補完するため、必要に応じて室と関連づけた学内委員会を設置する。既設委員会については、精選、統廃合する。

(3) 全学的視点からの学内資源配分に関する具体的方策

- 170) 部局への予算配分は、教育・研究・社会貢献に係る基礎的経費の外、全学的な視点から重点的に配置すべき事項、総長のリーダーシップが発揮できる事項、中期計画に基づく事項等を加えた学内配分基準により配分を行う。
- 171) 大学の教育・研究・社会貢献全般にわたるデータを利用して、「組織評価」を行い、その結果を一定の割合で人員・予算の配分に反映する。

(4) 学外の有識者・専門家の活用に関する具体的方策

- 172) 大学運営に財務会計や人事労務などの学外有識者・専門家の活用を図る。

(5) 内部監査機能の充実に関する具体的方策

- 173) 内部監査に関する体制を確立し、監事との連携等を図りつつ大学業務と大学財政の適切な執行を図る。

(6) 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- 174) 国立大学間にある種々の連絡会を活用して情報を交換し、相互協力体制を構築する。
- 175) 国立大学間の事務情報化に関する連携を図る。

(7) 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- 176) 部局の計画により部局長を補佐する体制を整備し、部局長の機動的、戦略的な意思決定に資する。

- 177) 各部局におかれる教授会など諸会議の機能、権限を見直し、必要に応じて、運営執行の中核的組織を置き、部局の意思決定の迅速化を図る。
- 178) 部局運営の透明性を保つため、教授会、各種委員会等における審議の議事録を作成し公表する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- 179) 教育研究組織の編成見直しにあたっては、関連部局等の意見を尊重しながら組織評価の結果やその基礎となるデータを活用し、教育・情報を担当する室や研究推進・産学連携を担当する室等が見直し案を策定する。

(2) 教育研究組織の見直しの方向性

- 180) 学部については、人材育成のニーズや学問の進展に応じて、組織の見直しを行う。
- 181) 研究科については、学問体系の変遷、発展動向を考慮し、学術研究における学際化の進展及び日進月歩の学問分野に迅速に対応するような組織の見直しを行う。
- 182) 附置研究所や学内共同教育研究施設等については、先端的、総合的研究の推進を図るため、また、必要な教育研究支援機能を十分に果たせるように組織の見直しを行う。
- 183) 高等司法研究科（学位：法務博士（専門職））を設置し、専門職大学院として高度の法的知識、幅広い教養、豊かな人間性及び深い職業倫理を持つ法曹を養成する。
- 184) 大阪外国語大学との間に協議機関を設置し、再編・統合も視野に入れたさらなる連携協力関係の可能性を検討する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- 185) 個人の評価を給与に反映させるため、特別昇給、勤勉手当の制度を積極的に活用する。
- 186) 教員にあっては、教育業績、研究業績、社会貢献（診療を含む。）を判断し、部局がその分野特性に合わせた評価基準を策定して行う。
- 187) 教員以外の職員にあっては、当面、国家公務員の勤務評定制（評価基準）を準用する。なお、中期目標期間中に新たな勤務評価制度の確立を目指す。

(2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- 188) 教育・研究・社会貢献・管理運営のいずれかに重点を置いた教員の配置を可能にする。
- 189) プロジェクト中核研究者や卓越した研究者には教育や管理運営の分担を軽減する。
- 190) 教員には学内業務から一時期離れて自己研鑽の機会を確保する制度を設ける。

(3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- 191) 教員の全職種において、任期制を導入し、再任は、実績評価に基づいて行う。新規採用の助教は任期制を活用し流動性を図る。また、外部導入資金による教員採用は、任期制を原則とする。
- 192) 定年年齢までの一定期間に一旦退職し、任期付教員として再雇用できる制度を検討する。
- 193) 教員採用にあたっての選考基準は、明示し公表する。
- 194) 公募方法の見直しや公募対象範囲の拡大等、公募制の一層の充実整備を図る。
- 195) 教員の任用にあたり、他大学の卒業者又は他大学・他研究機関等の経験者の採用に配慮する。

(4) 外国人・女性等の教職員採用の促進に関する具体的方策

- 196) 外国人・女性等も働きやすい環境整備を図るとともに、外国人・女性等の採用に配慮し、教職員構成の多様性の向上を図る。

(5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

①事務職員等の採用に関する計画

- 197) 一般公募による試験採用を原則とするが、専門的能力を必要とする職種への人材を確保するため、一定の能力・資格の保有者を対象に選考採用を行い、外部人材の活用を図る。

198) 平成17年度から事務職員の採用は、労力・経費の節減と広い地域からの人材募集という観点から他大学等と共同した資格試験を行い、その合格者に本学の二次試験を課す2段階方式を実施する。

②各業務に関する専門的な研修の実施に関する計画

199) 事務職員については、人事管理、労務管理、財務会計、事務情報化、司書業務、学生関係、外国語等に関する研修を実施して専門性の向上を図る。

200) 技術職員については、専門研修を実施する。

③他大学等との人事交流、合同研修会等の実施に関する計画

201) 人材養成や組織を活性化するため、近畿地区関係機関等との協議を踏まえた人事交流制度を策定する。

202) 各国立大学法人間において共通する事項については、ブロック内の国立大学法人で共同研修を実施するシステムを調整する。

(6) 中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策

203-1) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

203-2) 大学の人件費の一定部分を大学に留保して、部局に対する組織評価等を勘案して重点配分を実施する。

204) 任期の定めのある教職員については、新たな年俸制の導入を検討する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務処理の簡素化及び迅速化の具体的方策

205) 情報機器・ソフトウェアのバージョンアップを図るとともに、情報の共有化を推進する。また、情報処理知識や操作法についての研修を実施して、情報処理能力の向上を図る。

206) 業務の事務手続き・処理ルール等の簡素化を図るとともに、決裁制度の見直しと権限の委譲を図る。

(2) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

207) 本部と部局の事務の在り方を見直して業務分担を明確にし、共通な事務の一元化・集中化について検討を行い、必要であれば見直しを図るとともに、部局業務に配慮した職員配置を行う。

208) 業務内容の変化、事務量の変動に柔軟に対応できる事務処理体制を検討する。

(3) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

209) 外部委託が可能なものについては、費用対効果を勘案して、効率的なアウトソーシングを行う。

210) 高度な専門性を必要とする事務については、学外の専門家(弁護士、公認会計士、社会保険労務士等)などの活用を図る。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

研究推進を担当する全学組織及び部局の組織が連携して、以下の計画を推進する。

211) 各種研究助成金等の公募情報や企業等の研究ニーズに関する情報等を組織的に収集し、学内に周知し応募を奨励する。

212) 申請書類作成等のアドバイスや基礎データの蓄積などを行う支援体制を構築するとともに、大学と産業界との連携企画を専門的に行う職員の充実を図る。

213) 大型外部資金獲得者に対して研究スペースの確保を図る。

214) 競争的研究資金の申請件数の拡大を図り、積極的な競争的研究資金の獲得を目指す。

215) 地方公共団体、同窓会等との連携を深めて外部資金の獲得を推進する。

(2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

216) 学生納付金については、国立大学の役割を踏まえ適正な金額の設定に努め、安定的な収入確保を図る。

217) 附属病院において、病棟・診療科や中央診療施設の分析・評価を行い、病院運営の効率化・強化を図る。

とともに、診療収入の安定・適正化を図る。また、構成員の配置等について適正化を図る。

218) 特許、データベース、技術指導等の知的財産による収入増加を図る。

219) 有料の各種講座、講習会等を充実させる。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 管理的経費等の抑制に関する具体的方策

220) 事務の合理化及び情報化の推進、効率的な施設運営により行政コストの低廉化を図る。

221) 書籍の購入種類、購入数の精選、電子化刊行物の購入、配布文書の精選と電子ファイル機能を利用したペーパーレス化を図る。

222) 共通的物品の一括購入、廃品の分別収集の推進により経費の軽減を図る。

223) 共通部分の節電、冷暖房の適正温度管理などにより光熱費の節減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

224) 資産を戦略的に計画・整備・管理するため、トップマネジメントとして全学的視野に立った運用を行う。

225) 運用計画を策定し資産のコスト管理・分析を行う。

226) 外部資金等を安定的に運用するため、安全確実な利回りの下での資金の運用管理を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

①自己点検・評価の具体的実施体制の整備

227) 役員会の下に評価・広報担当の室を置き、評価に関する業務を一元的に所掌する。

228) 各部局においては部局内評価体制等の整備を図る。

②自己点検・評価の具体的実施方策

229) 大学全体及び部局においては、教育・研究・社会貢献活動等の自己点検・評価を定期的実施し、学外者による検証を行う。

230) 中期目標・中期計画に係る進捗状況を点検するため、平成17年度から部局に対する組織評価を実施し、報告書を毎年度作成してその進捗状況を点検する。

231) 大学全体及び部局の活動状況を社会へ説明、PRするために、3年毎に活動状況に関する報告書を作成し、公表する。

232) 広く社会の声を大学活動に反映させることを目的に、後援会、企業役員、名誉教授等との定期的意見交換会を開催する。

(2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

233) 評価・広報担当の室を中心とした組織評価体制の中で、評価結果を大学運営の改善に活用する。

234) 組織評価の結果は、その理由について十分な解析を行った上で、一定枠を設け、予算とポストの配分に活用する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 学外に対する情報提供事項のデータベース化の推進計画

235) 大阪大学基礎データ収集システムにより、部局が保有する情報を効率的に収集するとともに、情報の共有化を図る。

(2) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

236) 収集した教育・研究・社会貢献等の情報を基に、大阪大学の活動として、ホームページを介して積極的に社会に発信するとともにこれらの情報を大学案内冊子に掲載し、全国の高等学校等へ配布する。

- 237) 研究内容・研究成果に関する情報は、積極的にマスコミなどを活用して広報するとともに、情報冊子等へ掲載し、企業等へ配布する。
- 238) ホームページの構成、掲載内容等について、広く利用者等の意見を取り入れるなどの体制を整備し、常にホームページの改善、充実を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

(1) 施設マネジメントの執行体制を確立する上で必要となる具体的措置

- 239) 全学的な視点に立った施設マネジメントを行うために施設管理担当の室を置く。
- 240) 従来の建物の新增築を主とした体制から施設マネジメントを総合的に行える事務組織体制への見直しを行う。
- 241) 学外からの登用も含め施設マネジメントに必要な人材の確保を図る。

(2) 施設設備の整備・利用状況等を調査点検し有効活用を図る上で必要となる具体的措置

- 242) 施設の利用状況、設備の整備状況等の点検・調査を実施し、その結果に基づいた効率的スペース運用を行う。
- 243) 新営整備、大型改修においては一定規模の共用の教育研究スペースを大学分として確保するとともに有効活用に向けたスペースの再配分を行う。
- 244) 講義室、セミナー室など共通性の高いスペースの有効活用を促進する。
- 245) 部局毎の占有エリアを含めて、全学的視点のもとにスペースの利用計画を策定する。

(3) 施設設備の機能保全・維持管理を実施する上で必要となる具体的措置

- 246) 施設の健全度調査を実施してプリメンテナンスを効果的に実施する。
- 247) 省エネルギー管理システムを導入し、エネルギー使用の効率化、合理化を図る。

(4) 教育研究等の質の向上に関する目標の達成に必要な施設設備の整備を図る上で必要となる具体的措置

- 248) 「国立大学等施設緊急整備5か年計画」をふまえて、整備が遅れている大学院施設の狭隘解消、老朽化した施設の改善整備等を緊急度を勘案しつつ重点的・計画的に実施する。
- 249) 教育研究環境の充実・改善に必要な建物の整備を図る。
- 250) 教育研究の充実・改善に必要な大型設備等の整備と効率的配置を行う。
- 251) 情報技術の進展に対応する学術情報基盤の整備を図る。
- 252) キャンパス環境の整備、安全と環境に配慮した施設等の整備、社会に開かれたキャンパスの整備を図る。
- 253) PFI事業として「(石橋) 学生交流棟施設整備事業」及び「(吹田1) 研究棟改修(工学部) 施設整備等事業」を確実に推進する。

(5) 情報基盤の整備・活用に関する目標を達成するための措置

- 254) 情報ネットワーク基盤及び遠隔講義システムの整備を進め、またそれらの全学的な運用体制を整備する。
- 255) 著作権に基づいたソフトウェアやデジタル・コンテンツの積極的活用を図る。
- 256) 大阪大学の教育研究活動によって創出された学術成果、情報資産及び知的財産の社会への情報発信体制を整備し、それらの活用を図る。
- 257) 大阪大学の情報資産を不正アクセス等から保護するため、セキュリティに優れた情報環境を整備する。
- 258) 情報セキュリティに関する啓発活動を実施する。

2 安全・衛生管理に関する目標を達成するための措置

(1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・衛生管理・事故防止に関する具体的方策

①環境保全体制に関する計画

- 259) 全学委員会を設置して環境保全に係る施策を企画・立案・実施するとともに、環境管理体制を整備する。
また、環境保全に資する製品の使用を促進するとともに、環境問題や環境保全への大学の取り組みを積

極的に情報公開する。

②環境汚染物質対策

260) P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年七月十三日法律第八十六号））に基づく、指定化学物質の排出量、移動量を把握・管理する「薬品集中管理システム」を充実させ、環境汚染物質の排出を防ぐ管理体制を整備する。

③危険物等の安全管理体制の整備

261) 薬品、高圧ガス、放射性同位元素、放射線発生装置等の取り扱いに際しては、関係する各種法規に沿った安全管理対策を実施する。さらに、安全管理の徹底と効率化を目指して保管量・使用量等を管理する全学的なシステムを導入する。

262) 動物実験、遺伝子操作実験、病原微生物を用いる実験等については、関係する各実験指針に則り、厳正な安全管理のもとに行う。

263) 周辺環境汚染の防止を徹底するため、実験廃棄物、実験系排水の処理のための体制を整備する。

④衛生管理体制の整備

264) 各種健康診断を実施し、健康診断結果に対する事後処置を充実させるとともにその結果を踏まえた衛生教育を実施する。

265) 健康の保持・増進（栄養、運動、休養）及びこころの健康づくりに取り組むとともに、必要な組織作りと人材育成に努める。

⑤緊急事故防止の対策と発生時の対処

266) 緊急連絡体制を構築してマニュアルを準備し、それらの周知徹底を図るとともに、安全講習会、防災訓練を定期的に行って教職員及び学生の意識の向上を図る。

（２）学生等の安全・衛生確保等に関する具体的方策

①環境保全教育に関する計画

267) 大学が実施する講習会や講演会等に、教職員、学生を積極的に参加させるとともに、部局が行う安全教育の際、環境保全教育も併せて実施する。部局は、環境保全に関するマニュアルを整備し、全職員・学生に配付する。

②安全管理教育に関する計画

268) 部局には安全管理担当の委員会を設置し、新入生へのオリエンテーションや専門課程の実習の開始時期に安全教育を行うとともに「安全の手引き」を作成して配付する。

③安全衛生教育に関する計画

269) 学生に対する安全衛生教育の実施のみならず、指導にあたる教職員の安全衛生に関する意識向上を図る。特に、教職員のメンタルヘルスへの理解を高める。

④盗難や事故等の防止のための学内セキュリティ対策に係る具体的措置

270) 警備会社との契約や入退出管理システムの導入などを行って施設管理を強化する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙 1 のとおり

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

133億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れする場合を想定。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

本学病院における施設・設備の整備に必要な経費の長期借り入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究等の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

別紙2のとおり。

2 人事に関する計画

教員については、学問領域の多様化、学際化、専門化に対応するため、任期制、公募制などを活用して、教員の流動性と多様化を確保し、適材適所の原則をもってそれぞれの分野に配置する。

事務職員等については、公平透明な基準に基づく採用、研修機会の確保等による職員の能力、資質の向上、他大学等との計画的な人事交流による人材養成や組織の活性化などを図ることにより、人材の有効活用を行う。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 275,421百万円
(退職手当を除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

別紙3のとおり

4 災害復旧に関する計画

平成17年3月に発生した落雷により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

別表（収容定員）

平成 16 年度	学部	文学部	660人
		人間科学部	540人
		法学部	740人
		経済学部	900人
		理学部	905人
		医学部	1,260人 (うち医師養成に係る分野580人)
		歯学部	380人 (うち歯科医師養成に係る分野380人)
		薬学部	320人
		工学部	3,290人
		基礎工学部	1,685人
研究 科	文学研究科	287人	
		うち博士課程(前期) 164人 博士課程(後期) 123人	
	人間科学研究科	272人	
		うち博士課程(前期) 158人 博士課程(後期) 114人	
	法学研究科	161人	
		うち博士課程(前期) 91人 博士課程(後期) 70人	
	経済学研究科	225人	
		うち博士課程(前期) 147人 博士課程(後期) 78人	
	理学研究科	894人	
		うち博士課程(前期) 516人 博士課程(後期) 378人	
	医学系研究科	906人	
		うち修士課程 40人 博士課程(前期) 92人 博士課程(後期) 69人 博士課程 705人	
		220人	
		(うち博士課程 220人)	
	薬学研究科	236人	
	工学研究科	2,510人	
うち博士課程(前期) 895人 博士課程(後期) 615人			
基礎工学研究科	503人		
	うち博士課程(前期) 296人 博士課程(後期) 207人		
言語文化研究科	63人		
	うち博士課程(前期) 36人 博士課程(後期) 27人		
国際公共政策研究科	133人		
	うち博士課程(前期) 70人		

		情報科学研究科	博士課程（後期） 63人 347人 うち博士課程（前期） 218人 博士課程（後期） 129人
		生命機能研究科	165人 （うち博士課程 165人）
		高等司法研究科	100人 （うち法科大学院の課程 100人）
平成17年度	学部	文学部	660人
		人間科学部	540人
		法学部	720人
		経済学部	900人
		理学部	900人
		医学部	1,260人 （うち医師養成に係る分野580人）
		歯学部	380人 （うち歯科医師養成に係る分野380人）
		薬学部	320人
		工学部	3,280人
		基礎工学部	1,680人
	研究科	文学研究科	287人 うち博士課程（前期） 164人 博士課程（後期） 123人
		人間科学研究科	272人 うち博士課程（前期） 158人 博士課程（後期） 114人
		法学研究科	123人 うち博士課程（前期） 70人 博士課程（後期） 53人
		経済学研究科	223人 うち博士課程（前期） 146人 博士課程（後期） 77人
		理学研究科	894人 うち博士課程（前期） 516人 博士課程（後期） 378人
		医学系研究科	889人 うち修士課程 40人 博士課程（前期） 92人 博士課程（後期） 69人 博士課程 688人
		歯学研究科	220人 （うち博士課程 220人）
		薬学研究科	236人 うち博士課程（前期） 140人 博士課程（後期） 96人
		工学研究科	1,596人 うち博士課程（前期） 1,002人 博士課程（後期） 594人
		基礎工学研究科	541人

		言語文化研究科 国際公共政策研究科 情報科学研究科 生命機能研究科 高等司法研究科	うち博士課程（前期） 331人 博士課程（後期） 210人 81人 うち博士課程（前期） 48人 博士課程（後期） 33人 133人 うち博士課程（前期） 70人 博士課程（後期） 63人 347人 うち博士課程（前期） 218人 博士課程（後期） 129人 220人 （うち博士課程 220人） 200人 （うち法科大学院の課程 200人）
平成18年度	学部	文学部 人間科学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 歯学部 薬学部 工学部 基礎工学部	660人 540人 710人 900人 900人 1,260人 （うち医師養成に係る分野580人） 380人 （うち歯科医師養成に係る分野380人） 320人 3,280人 1,680人
	研究科	文学研究科 人間科学研究科 法学研究科 経済学研究科 理学研究科 医学系研究科 歯学研究科	287人 うち博士課程（前期） 164人 博士課程（後期） 123人 272人 うち博士課程（前期） 158人 博士課程（後期） 114人 106人 うち博士課程（前期） 70人 博士課程（後期） 36人 221人 うち博士課程（前期） 146人 博士課程（後期） 75人 894人 うち博士課程（前期） 516人 博士課程（後期） 378人 889人 うち修士課程 40人 博士課程（前期） 92人 博士課程（後期） 69人 博士課程 688人 220人 （うち博士課程 220人）

		薬学研究科	236人 うち博士課程（前期）140人 博士課程（後期）96人
		工学研究科	1,657人 うち博士課程（前期）1,084人 博士課程（後期）573人
		基礎工学研究科	576人 うち博士課程（前期）366人 博士課程（後期）210人
		言語文化研究科	99人 うち博士課程（前期）60人 博士課程（後期）39人
		国際公共政策研究科	133人 うち博士課程（前期）70人 博士課程（後期）63人
		情報科学研究科	347人 うち博士課程（前期）218人 博士課程（後期）129人
		生命機能研究科	275人 （うち博士課程 275人）
		高等司法研究科	300人 （うち法科大学院の課程 300人）
平成 19 年度	学 部	文学部	660人
		人間科学部	540人
		法学部	700人
		経済学部	900人
		理学部	900人
		医学部	1,260人 （うち医師養成に係る分野580人）
		歯学部	380人 （うち歯科医師養成に係る分野380人）
		薬学部	320人
		工学部 基礎工学部	3,280人 1,680人
研 究 科		文学研究科	287人 うち博士課程（前期）164人 博士課程（後期）123人
		人間科学研究科	272人 うち博士課程（前期）158人 博士課程（後期）114人
		法学研究科	106人 うち博士課程（前期）70人 博士課程（後期）36人
		経済学研究科	221人 うち博士課程（前期）146人 博士課程（後期）75人
		理学研究科	894人 うち博士課程（前期）516人 博士課程（後期）378人

		医学系研究科	889人 うち修士課程 40人 博士課程（前期） 92人 博士課程（後期） 69人 博士課程 688人
		歯学研究科	220人 （うち博士課程 220人）
		薬学研究科	236人 うち博士課程（前期） 140人 博士課程（後期） 96人
		工学研究科	1,636人 うち博士課程（前期） 1,084人 博士課程（後期） 552人
		基礎工学研究科	576人 うち博士課程（前期） 366人 博士課程（後期） 210人
		言語文化研究科	105人 うち博士課程（前期） 60人 博士課程（後期） 45人
		国際公共政策研究科	133人 うち博士課程（前期） 70人 博士課程（後期） 63人
		情報科学研究科	347人 うち博士課程（前期） 218人 博士課程（後期） 129人
		生命機能研究科	275人 （うち博士課程 275人）
		高等司法研究科	300人 （うち法科大学院の課程 300人）
平成20年度	学部	文学部	660人
		人間科学部	540人
		法学部	700人
		経済学部	900人
		理学部	900人
		医学部	1,260人 （うち医師養成に係る分野580人）
		歯学部	380人 （うち歯科医師養成に係る分野380人）
		薬学部	320人
		工学部	3,280人
		基礎工学部	1,680人
研究科		文学研究科	287人 うち博士課程（前期） 164人 博士課程（後期） 123人
		人間科学研究科	272人 うち博士課程（前期） 158人 博士課程（後期） 114人
		法学研究科	106人 うち博士課程（前期） 70人

		博士課程（後期） 36人
	経済学研究科	221人 うち博士課程（前期） 146人 博士課程（後期） 75人
	理学研究科	894人 うち博士課程（前期） 516人 博士課程（後期） 378人
	医学系研究科	889人 うち修士課程 40人 博士課程（前期） 92人 博士課程（後期） 69人 博士課程 688人
	歯学研究科	220人 （うち博士課程 220人）
	薬学研究科	236人 うち博士課程（前期） 140人 博士課程（後期） 96人
	工学研究科	1,636人 うち博士課程（前期） 1,084人 博士課程（後期） 552人
	基礎工学研究科	576人 うち博士課程（前期） 366人 博士課程（後期） 210人
	言語文化研究科	105人 うち博士課程（前期） 60人 博士課程（後期） 45人
	国際公共政策研究科	133人 うち博士課程（前期） 70人 博士課程（後期） 63人
	情報科学研究科	347人 うち博士課程（前期） 218人 博士課程（後期） 129人
	生命機能研究科	275人 （うち博士課程 275人）
	高等司法研究科	300人 （うち法科大学院の課程 300人）
平成21年度	学部	文学部 660人 人間科学部 540人 法学部 700人 経済学部 900人 理学部 900人 医学部 1,260人 （うち医師養成に係る分野580人） 歯学部 380人 （うち歯科医師養成に係る分野380人） 薬学部 320人 工学部 3,280人 基礎工学部 1,680人
	研	文学研究科 287人

究 科		うち博士課程（前期）	164人
		博士課程（後期）	123人
	人間科学研究科		272人
		うち博士課程（前期）	158人
		博士課程（後期）	114人
	法学研究科		106人
		うち博士課程（前期）	70人
		博士課程（後期）	36人
	経済学研究科		221人
		うち博士課程（前期）	146人
		博士課程（後期）	75人
	理学研究科		894人
		うち博士課程（前期）	516人
		博士課程（後期）	378人
	医学系研究科		889人
		うち修士課程	40人
		博士課程（前期）	92人
		博士課程（後期）	69人
		博士課程	688人
	歯学研究科		220人
		（うち博士課程	220人）
	薬学研究科		236人
		うち博士課程（前期）	140人
		博士課程（後期）	96人
	工学研究科		1,636人
		うち博士課程（前期）	1,084人
		博士課程（後期）	552人
	基礎工学研究科		576人
		うち博士課程（前期）	366人
		博士課程（後期）	210人
	言語文化研究科		105人
		うち博士課程（前期）	60人
		博士課程（後期）	45人
	国際公共政策研究科		133人
		うち博士課程（前期）	70人
		博士課程（後期）	63人
	情報科学研究科		347人
		うち博士課程（前期）	218人
		博士課程（後期）	129人
	生命機能研究科		275人
		（うち博士課程	275人）
	高等司法研究科		300人
		（うち法科大学院の課程	300人）